

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
第 1 条～第 19 条 (略)	第 1 条～第 19 条 (同 左)
信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示) 第 19 条の 2 委託会社は、運用規則第 17 条の 2 第 1 項に定めるエクスポートジャーの投資信託財産の 純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20%（以下「基準比率」という。）を超えることとなった場合（運用規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号において読み替えて第 17 条の 2 を適用した場合を含む。）には、同条同項に定める調整が終了した後 3 カ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。  2 前項の規定は、運用規則第 17 条の 2 が適用されないファンド及び同規則第 17 条の 3（第 1 項第 3 号を除く。）に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。	(信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示) 第 19 条の 2 委託会社は、運用規則第 17 条の 2 第 1 項に定めるエクスポートジャーの投資信託財産の 純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20%（以下「基準比率」という。）を超えることとなった場合（運用規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号において読み替えて第 17 条の 2 を適用した場合を含む。）には、同条同項に定める調整が終了した後 3 カ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。  2 前項の規定は、運用規則第 17 条の 2 が適用されないファンド及び同規則第 17 条の 3（第 1 項第 3 号を除く。）に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。
<u>3 第 1 項の規定は、運用規則第 19 条の 2 第 2 項において同条第 1 項を準用する場合には、これを適用しない。</u>	<u>(新 設)</u>
<u>(未上場株式等の組入比率の制限を超えた場合の開示)</u> 第 19 条の 3 委託会社は、運用規則第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に定	<u>(新 設)</u>

新	旧
<p><u>める組入比率適正化計画を作成した際には、速やかに委託会社のホームページその他の方法により開示するとともに、販売会社と連携のうえ、顧客への勧誘時に適切な周知が行われるよう対応するものとする。</u></p> <p><u>2 運用規則第19条の2第1項に定める未上場株式等の組入比率の上限を超える事態が発生した日から、発生日を含め30日以上、当該組入比率の上限を超える状態が継続する場合には、委託会社は、組入比率適正化計画の内容を精査したうえで、再度委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。</u></p> <p><u>3 前項に定める対応後も、なお同様の状態が継続する場合には、30日ごとに前項に定める対応を継続するものとする。</u></p> <p><u>4 委託会社は、前3項に定める開示を行った際には、その内容を委託会社の判断により、第18条に定める適時開示において適切に開示するものとする。</u></p> <p><u>5 委託会社は、組入比率適正化計画の開示後最初の目論見書改定時まで運用規則第19条の2第1項に定める未上場株式等の組入比率の上限を超えた状態が継続している場合には、組入比率適正化計画が委託会社のホームページその他の方法により開示されている旨を目論見書に記載するものとする。</u></p>	
(以下略)	(新 設)
	(同 左)

新	旧
<p><u>附則</u> この改正は、令和8年●月●日から実施する。</p>	